

## 第59号議案

### 島根県条例の制定の直接請求について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により島根県エネルギー自立地域推進基本条例の制定の請求があり、平成26年2月7日これを受理したので、同条第3項の規定により次のとおり意見を付けて付議する。

平成26年2月12日

島根県知事 溝口善兵衛

#### 1 請求に係る条例案

##### 島根県エネルギー自立地域推進基本条例

###### 前文

私達の生活は、多くのエネルギーを消費することで成り立っています。しかし、大量生産・大量消費・大量廃棄という経済活動・ライフスタイルは、石油・石炭等の化石燃料の使用による気候変動問題など、自然環境と生活環境悪化の主な原因になっています。

私達には、資源の有限性を再確認し、資源を過剰に消費せず、効率的に使用し、省エネルギーの推進を図ると共に、環境への負荷を軽減する環境保全型の再生可能なエネルギーの創出が求められています。

2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、国や電気事業者等が喧伝していた「安全神話」を崩壊させ、いったん原発事故が発生すると、自然環境や多くの住民の生活に取り返しのつかない深刻、かつ、重大な影響を与えること、緊急の事態に対しては、国・自治体の災害準備や対策には限界があることを再認識させました。私達は、島根原発の30 km 圏内に、島根・鳥取両県民46万9000人が生活していることに鑑みても原発と共存することはできません。

そして、私達は、放射性廃棄物の処理・管理という深刻な負の遺産を将来世代に残さない責務を負っていることを真摯に受け止めなければなりません。

今や、原子力発電から省エネルギーと原発に依存しないエネルギー政策への

転換を図ることが急務となっています。

私達は、原発立地県に生きる自治体の主権者として、原子力発電所の生み出す危険性の恐怖から免れ、安全に生存する権利とともに、環境保全型再生可能エネルギーを用いる権利を有していることを改めて自覚しなければなりません。

島根県は、歴史的・文化的・自然的遺産を有し、豊かな海・河川・湖と森林・里山に囲まれた地域です。その一方、島根県は、都市部への人口流出、少子高齢化、過疎化の進行が著しく、県としての対策が急務となっている地域でもあります。

今、私達は、将来世代も住み続けるこの島根県の地域が豊富にもつ再生可能なエネルギーの積極的な導入と普及に取り組み、新たな産業と雇用を創出させ、豊かな自立した地域社会を形成することにより、地域経済を活性化させ、将来にわたって、原発や化石燃料に頼らず、持続可能な循環型社会とエネルギー自立地域を実現するために、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、持続可能な循環型社会とエネルギー自立地域の形成（以下、「エネルギー自立地域の形成等」という。）について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、エネルギー自立地域の形成等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、エネルギー自立地域の形成等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、現在及び将来の県民が、自然の恵沢と良好な環境を享受し、健康で文化的な安心できる生活を確保することに寄与することを目的とします。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 県民 県内に居住する者又は県内に通勤若しくは通学するものをいいます。
- (2) 事業者 県内で事業活動を行うすべての者をいいます。
- (3) 省エネルギー 熱、電力、燃料というエネルギーを効率的に使用して、その消費量を削減することをいいます。
- (4) 再生可能エネルギー 太陽光、太陽熱、風力、小水力、バイオマス、

地中熱等の自然由来の資源を活用して得られるエネルギーをいいます。

(5) エネルギー自立地域 つぎの2つの条件を満たす地域をいいます。

ア 省エネルギーおよび再生可能エネルギーの普及促進によって、地域内で供給される再生可能エネルギーの量が地域内で消費される量を上回ること

イ アの取り組みが地域内で新たな事業を生み出して、産業や雇用を創出する経済効果をもたらすこと

(基本理念)

第3条 エネルギー自立地域の形成等及びその実現は、以下の各項の内容を基本として、行われなければなりません。

(1) 地球環境を保全し、循環型社会を実現すること

(2) 原子力発電からの計画的脱却により、安全な社会を目指すこと

(3) 省エネルギー化と再生可能エネルギーの普及により、地域でのエネルギー自立社会を目指すこと

(4) 県民の意思を尊重し、県及び市町村、県民、事業者等の協働を重視すること

## 第2章 県および市町村の責務

(県の責務)

第4条 県は、県民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的、かつ、総合的に実施する役割を広く担うものであることに鑑み(地方自治法第1条の2)、県において、省エネルギーと再生可能エネルギーの積極的な導入と普及に取り組み、新たな産業と雇用を創出させ、豊かな自立した地域社会を形成することにより、将来にわたって、持続可能な循環型社会のシステムを構築する責務を負います。

2 県は、前項の責務を遂行するため、必要な調査を行い、エネルギー自立地域の形成等に関する総合的、かつ、基本的計画を策定し、実施するものとします。

3 県は、市町村の行うエネルギー自立地域の形成等に関する施策の支援及び総合調整にあたるものとします。

(県民及び事業者に対する的確な情報の提供と必要な支援)

第5条 県は、県民及び事業者に対し、省エネルギーの推進及び地域における再生可能エネルギー導入の促進に関する的確な情報の提供及び

必要な支援をするものとしします。

(省エネルギーと再生可能エネルギー導入のための産業の育成等)

第6条 県は、省エネルギーを推進し、地域における再生可能エネルギー導入を促進するために、関連する産業の育成、雇用の創出、地域経済の活性化に努めます。

(地域づくり)

第7条 県は、市町村、県民、事業者と連携し、省エネルギーの推進及び地域における再生可能エネルギー導入の促進に取り組む地域づくりに努めます。

(教育)

第8条 県は、学校教育及び社会教育を通じて、次世代を担う子どもを含む県民が、環境保全・持続可能な循環型社会の実現、エネルギー自立地域の理解とこれを主体的に担う意識を育てるよう、必要な施策の実施に努めるものとしします。

(公共施設における実施等)

第9条 県は、県の公共施設における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する施策を実施します。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、その実施する施策の全般にわたり、エネルギー自立地域の形成等の推進に配慮するものとしします。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第11条 県は、県民及び事業者が基本理念に関する理解を深めるように、広報活動その他の必要な措置を講じるものとしします。

(市町村の責務)

第12条 市町村は、基本理念に則り、エネルギー自立地域の形成等に関し、県の基本計画及び実施計画、これに基づく施策に準じた計画及び施策、その他の当該市町村の自然的社会的条件に応じた計画並びに施策を策定及び実施する責務を負います。

### 第3章 県民及び事業者の権利及び責務

(県民の権利及び責務)

第13条 県民は、エネルギー自立地域の形成等に関する情報を知る権利を有するとともに、第15条以下に定める基本計画及び実施計画とこれに基づく

施策の決定に参加する権利を有しており、これらの権利は十分に保障されなければなりません。

2 県民は、日常生活において、省エネルギーの推進及び地域における再生可能エネルギー導入の促進に努めるとともに、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

(事業者の権利及び責務)

第14条 事業者は、エネルギー自立地域の形成等に関する情報を知る権利を有するとともに、第15条以下に定める基本計画及び実施計画とこれに基づく施策の決定に参加する権利を有しており、これらの権利は十分に保障されなければなりません。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たって、省エネルギーの推進及び地域における再生可能エネルギー導入の促進に努めるとともに、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

#### 第4章 持続可能な循環型社会とエネルギー自立地域の形成等に関する基本計画等

(持続可能な循環型社会とエネルギー自立地域の形成等に関する基本計画の策定)

第15条 知事は、エネルギー自立地域の形成等に関する施策に関する基本的な方針を示す計画（以下、「基本計画」という。）を、本条例公布日から、1年を目途に策定するものとします。

2 基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとします。

(1) エネルギー自立地域の形成等に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、エネルギー自立地域の形成等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、地域に存在するエネルギー源が地域の自然的社会的条件によって異なることに鑑み、当該地域の自然的社会的条件や特性に応じた形で利用されるべきこと及び地域に根ざした主体によって地域の発展に資するように進めるよう、配慮します。

4 知事は、基本計画を策定するにあたっては、あらかじめ、広く県民及び事業者の意見を反映させるとともに、島根県エネルギー自立地域形成等審議会の意見を聴くものとします。

5 前項の規定は、基本計画の変更について準用します。

6 知事は、少なくとも3年ごとに基本計画を再検討し、必要に応じて見直すものとします。

(実施計画の策定)

第16条 知事は、基本計画策定後、1年を目途に実施計画を策定するものとします。

2 知事は、実施計画の策定に当たっては、あらかじめ、県民及び事業者の意見を反映させるとともに、島根県エネルギー自立地域形成等審議会の意見を聴くものとします。

(施策の推進)

第17条 県の施策は、基本計画及び実施計画に沿って進めるものとします。

(調査研究)

第18条 県は、エネルギー自立地域の形成等に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとします。

(推進体制の整備等)

第19条 県は、エネルギー自立地域の形成等に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講じるものとします。

(拠点施設の設置)

第20条 県は、エネルギー自立地域の形成等に関する施策を実施し、並びに県民及び民間の団体が行うエネルギー自立地域の形成等の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとします。

(年次報告)

第21条 知事は、毎年、基本計画及び実施計画の策定と実施状況、エネルギー自立地域の形成等の促進のために県が講じた施策及びその進捗状況、並びに施策によって達成した再生可能エネルギーの内容及び割合（自立度）に関する報告書を作成し、同報告書に対する島根県エネルギー自立地域形成等審議会の意見を付して議会に提出するとともに、県民に公表するものとします。

## 第5章 島根県エネルギー自立地域形成等審議会

(設置)

第22条 本章に掲げる事務を行うため、島根県エネルギー自立地域形成等審議会（以下、「審議会」という。）を置きます。

(審議会の所管事務：知事の諮問等)

第23条 審議会は、知事の諮問を受け、次に掲げる事項について、調査・審議し、意見を述べます。

- (1) エネルギー自立地域の形成等に関する基本計画及び実施計画の策定
- (2) エネルギー自立地域の形成等の推進に関する基本的、かつ、総合的な施策及び重要事項について提言すること。
- (3) 県が実施するエネルギー自立地域形成等基本計画の推進に関する施策の実施状況について検証し、意見を述べること。
- (4) 第21条に定める知事の年次報告に対する意見書を作成・提出すること。

(審議会の所管事務：県民及び事業者からの申し出・知事への建議など)

第24条 県民及び事業者は、エネルギー自立地域の形成等に関する施策等について、規則に定める様式により知事に意見を申し出ることができます。

2 審議会は、県民及び事業者から前項の申し出があった事項について、調査・審議し、その結果を知事に報告するとともに、申し出をした者に通知します。

3 審議会は、エネルギー自立地域の形成等に関し、必要と認める事項について、県、市町村の担当者その他関係者に説明を求めたり、資料を要求する等して調査する権限を有するとともに、審議し、知事に意見を述べることができます。

(審議会意見等の公表)

第25条 知事は、審議会が、第23条(3)、同条(4)、第24条第1項、第2項及び第3項に基づいて述べた意見等、並びにこれを受けて知事が講じた措置の内容をとりまとめ、県民に公表するものとします。

(委員)

第26条 審議会は、委員30人以内で組織します。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命します。
  - (1) 環境問題、省エネルギー、再生可能エネルギー等に関し、学識経験を有する者
  - (2) エネルギー自立地域の形成等に関わる活動を行う住民団体、事業者団体等を代表する者
  - (3) 公募に応じた者
  - (4) その他、知事が適当と認める者
- 4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、再任されることができます。
- 5 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定めます。
- 6 委員長は、会務を総理し、審議会を代表します。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理します。
- 8 その他、審議会に関する事項は、委員長が審議会に諮って定めます。  
(専門部会)

第27条 審議会は、必要に応じ、専門部会（以下、「部会」という。）を置くことができます。

- 2 審議会は、専門の事項を調査審議するために必要があるときは、委員の他に、部会に専門委員を置くことができます。
- 3 専門委員は、知事が任命します。
- 4 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査審議が終了するまでとします。  
(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行するものとする。  
(基本計画策定期日)

2 基本計画は、平成〇〇年度中に策定するものとする。

## 2 知事としての意見

今回付議する地方自治法第74条第1項の規定に基づき直接請求された条例案は、「地球環境を保全し、循環型社会を実現すること」、「原子力発電からの計画的脱却により、安全な社会を目指すこと」などを基本理念とし、地域内で供給される再生可能エネルギーの量が地域内で消費される量を上回る「エネルギー自立地域」の形成などを図ろうとするものであります。

この条例案にある省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの導入は、県の重要な政策課題であります。この条例案には、いくつかの問題点がみられます。

まず、県内全体のエネルギー需給の現状を、国の都道府県別エネルギー消費統計などで見ますと、総エネルギー消費量に対して、再生可能エネルギーで賄われている割合は、2.6%とわずかであり、県内全域でエネルギーの自立を目指すのであれば、現在の約40倍の再生可能エネルギーの生産が必要となります。

こうした膨大な量の再生可能エネルギーの導入や、原子力発電からの計画的な脱却を目指すためには、国による固定価格買取制度などによる財源の確保、電力安定供給のための技術開発、発電に適した用地の確保や土地利用の規制緩和など様々な面で、国の関与や対応が必要であると考えられます。

しかし、この条例案では、こうした課題に如何に対処するのか、については明確にされておられません。

このため、この条例案で県が策定することを求められている、エネルギー自立のための「基本計画」を現実的で実効あるものとして策定し、実施することは、困難であると考えられます。

次に、条例案では、県内の市町村単位で、あるいは集落単位で「エネルギー自立地域」を実現することもあるとされていますが、その場合には、地域内に再生可能エネルギーの活用に適した用地が十分でない地域や、地域内に電力使用量の大きい事業所が多い地域などでは「エネルギー自立地域」を目指すことが困難であると考えられます。

こうした点について、市町村の意見をよく聴取する必要もあると考えられます。

このように、この条例案については、いくつかの問題点がみられますので、慎重に対応することが必要であると考えます。

県としては、省エネルギーと再生可能エネルギーの導入については、今後とも、県議会や県民・事業者の方々、そして市町村などの意見をよくお聞きしながら、鋭意、調査・検討し、実施していく考えであります。